

応用研修

「意思決定支援の考え方と実践～事例検討、ファシリテーションの活用」

# 別冊資料①

## 演習事例

講師の指示があるまで、開かないでください。

## 事例概要

### 【本人について】

- 礼子さん（80代女性）
- 姪と二人暮らし、子どもはない。
- 昔から姪（実妹の娘）を娘のようにかわいがっており、実妹夫婦が亡くなった後、姪と同居を開始。
- 1年前に夫が他界、その後物忘れが顕著となり、アルツハイマー型認知症の診断を受けた。

### 【姪について】

- 姪は、短大卒業後アルバイト程度の職歴で、「家事手伝い」の生活を中心だった。
- 両親（礼子さんの妹夫婦）他界後は、一時一人暮らしで両親の遺産で生活をしてきたが、金銭管理が得意ではなく、預貯金は使い切ってしまった。
- 本人夫婦と同居後は、元々毎月「生活費」としてお小遣いをもらっていたこともあり、姪の生活費や交際費、趣味の費用は今も、本人が支払っていた。

### 【緊急一時保護】

買い物は姪が行い、掃除や洗濯、調理等の家事全般は礼子さん本人が行っていた。しかし、認知症の進行から、礼子さんは思うように家事を行うことができなくなった。礼子さんに認知症状が出るようになってからも、姪は、2週間から1ヶ月ほど、趣味のために家を空けることがあった。姪が長期留守にしている時、空腹に耐えられなくなった本人は、隣人へ「ご飯をください」「助けてください」と伝え、やせ細ってきてることを心配した隣人が地域包括支援センターへ連絡、市の判断で緊急一時保護を行った。

### 【預金残高ゼロ、関わりの拒否】

市の職員が本人とともに銀行に行き、通帳の再発行を支援したところ、直近3ヶ月で預金はゼロとなっていた。

その後、地域包括支援センターや市が、姪へ連絡し、働きかけた。しかし、姪は知人宅で暮らしており、「本当は同居なんてしたくなかった。頼まれたからしていただけ。お金も本人が使っていいと言ったから使っていただけ」「これ以上面倒はみられない。連絡されても困る」と言い、緊急一時保護中の本人に会おうとはしなかった。

### 【虐待の判断と市長申立】

- 「介護・世話の放棄放任」と判断（「経済的虐待」は可能性）。
- 夫名義の定額預金や自宅不動産の相続手続き、本人の年金の確保の必要性があること、本人の生活を再建していくためには、成年後見制度の活用を早急にする必要があること、姪の協力が得られず、他に親族もいないため市長申立が必要
- 専門職後見人を推薦する
- 本人の「自宅に帰る」という気持ちが強かったため、後見人選任前に在宅での生活を再開。

**申立て後、本人の「自宅に帰りたい」という気持ちが強く、施設での生活を続けることが困難になったため、地域包括支援センターやケアマネジャー、中核機関とも話し合い、在宅での生活を再開しました。**

**このような中で、専門職後見人が選任され、審判が確定しました。**

**これから、中核機関職員が会議の進行役となる【本人、後見人と支援者の顔合わせ後の、支援方針の決定会議】を行います。**

$$\begin{aligned} \mathcal{L}_\text{reg}(A) &= \mathcal{L}_\text{reg}(A^{\text{true}}) + \lambda \left( \|A - A^{\text{true}}\|_F^2 + \frac{\gamma}{2} \|A\|_{\text{TV}}^2 \right) \\ &\quad + \frac{\beta}{2} \|A\|_1. \end{aligned}$$

## **本人 礼子さんの設定**

## 本人「礼子さん」（自宅で生活中）

- ・後見人がついたことは嬉しい。家族代わりに色々とお願いをしている状況（「あれを買ってきてほしい」「今度〇〇へ連れて行ってほしい」等）。
- ・夫も自宅で息を引き取った。自分もここで最期を迎えたい（自宅での生活継続希望）。
- ・“施設は、誰も身寄りがない人が入るようなところ”という認識が強い。「私には縁がないところ」と思っている。
- ・人が家に来ることへの抵抗はない。「ヘルパーさんや看護師さんは、話も聞いてくれるから楽しい」（社交的ではなく、デイ等での交流は好まない）
- ・時々混乱して「姪がいなくなった」「姪が出ていったのは、あんたたちが来るからだ」という気持ちになることがある

就労経験はない、経済的に困った経験なし、いつも夫に色々なことを決めてもらってきた

夫との仲が良く、夫は本人が欲しい物や行きたいところ等希望にこたえてくれていた

夫との思い出が詰まった「この家」で最期を迎えたい。みんなが「私」を助けてくれるから大丈夫





## 成年後見人の設定

成年後見人の選定は、原則として、被後見人の意思を尊重するうえで、被後見人の立場から最も適切な者を選択するべきである。

## 成年後見人（専門職）

- ・市町村長申立の際、候補者の打診を受けた際「虐待案件であり、生活・住環境も課題がある。認知症の進行が著しい」という説明を受けていたため、緊急一時保護後は「やむを得ない事由による措置」で施設入所し、審判確定後契約入所になると思っていた。
- ・審判確定時、本人は在宅に戻っており、在宅サービスにより訪問看護・訪問介護サービスを受けていて驚いた。
- ・自宅に戻る際、本人の了解を得て家屋の大掃除を行ったと報告は受けており、衛生面での問題は解消されているとは思うが、鍋の焦がしなどはたまにあるようで、サービスが入らない時間帯の不安を感じている。火事と事故が心配。
- ・事務所に「〇〇を買ってきて欲しい」「出前をとってほしい」というような電話が頻繁にかかるため、事務所職員も困っている。
- ・資産調査の結果、本人名義の預貯金は15万円程度しか残っていないが、夫の相続が完了されれば数千万単位の預金ができる。それなので、本人は有料老人ホームやグループホーム入所ができるようになるため、入所に向けた検討をしてもらいたい。

**財産はあるし、認知症も進行しているし、24時間サービスが入らないのは心配だし、入所が妥当だと考えている。ケアマネジャーも困っているため、今日は施設入所に向けた話し合いを提案したいと思っている。**





## **訪問介護の設定**

訪問介護の運営  
訪問介護の運営  
訪問介護の運営  
訪問介護の運営

## 訪問介護

- ・生活支援と週2回入浴介助、服薬のサポート（声かけや確認）が主なサービス内容
- ・おしゃべりは好きなので、たまに業務の妨げになることもあるが、許容範囲である
- ・姪がいなくなったことへの被害妄想のターゲットにされることもあるが、その時はヘルパーではなくサービス提供責任者が対応するなど、本人の認知症状に合わせた対応を心掛けている。
- ・調理は基本的にできなくなっているが、ヘルパーがいる時に気が向くと「私もやろうかしら」と簡単な野菜の皮むき等を行うこともある。
- ・元々、コーヒーを淹れる習慣があるようで、湯を沸かすことは毎日している。体調が悪い時、空焚きをしたことはある。
- ・毎日誰かが必ず訪問できる体制が続けられれば、まだ一人暮らしも続けられるのではないか。本人は自宅にいるのが好きなので、施設での生活は望まないのではないか？

まだ常時見守りが必要な状況ではないのでは？

サービス提供に難しさが出ることもあるが、生活意欲も見られるし、今後も工夫をして支援を提供することが在宅支援チームでできると思う。

何より、本人が自宅での生活を望んでいるため、一緒に支えたい。





## ケアマネジャーの設定

## ケアマネジャー

- ・本人は、成年後見人やケアマネジャーのことを「困ったら何でも頼める人」と思っているようで、「出前を頼んで欲しい」という電話をかけてきたりする。できないことを説明すると、その時はわかつてくれてもすぐ忘れてしまい、同じような電話が、1日に何度もあることがある。
- ・通所介護（デイサービス）を導入しようとしたが、本人はきまぐれに思いを変えるため、結局一度も通うことはできなかった。
- ・このまま、頻回な連絡が続く場合、対応しきれない。後見人がついたので、今後は後見人に対応してほしい。
- ・本人は「よくわからないから、あなたたちに決めてもらった方がいいわ」ということもあるが、あとから「どうして勝手に決めたの？こっちの方が良かったのに」というようなことを言われることもある。
- ・資産があるのであれば、施設入所の方が安心ではないか。人と話すことが好きな方なので、施設の方が楽しく過ごせるのではないか。

関わりが難しい。これからも、毎日何度も電話がかかってくる状況は、業務上課題が大きい。

本人の気持ちを尊重したいが、後見人さんもついたので、施設入所を決めてもらいたい。その方が安心。





## **地域包括支援センター職員の設定**

## 地域包括支援センター

・緊急一時保護の際の本人のやせ細り弱った頃の状態や、一時施設で「うちに帰りたい」と訴えていたころに比べて、本人は回復・安定し、笑顔で生活できている。

・本日の会議にくることができない かかりつけ医からも「本人は、依存的傾向がつよく、色々なことを決めるのが苦手な人という印象。認知機能の低下は、在宅生活再開後は緩やかになっているのではないか。姪を頼れないことを考えると、施設は安心・安全な場かもしれないとは思う。しかし、本人が望まないのであれば、しばらくサービス調整により自宅での一人暮らしも地域で支えられるのではないか。』と聞いてきている。

・後見人が選任されたので、今後は中核機関が後見人やケアマネジャーをバックアップしていって欲しい。

サービス等への拒否もなく、後見人との信頼関係も築けているようなので、在宅生活継続は可能では？

日常的支援が安定しているため、虐待対応は終結と考えている。

今後は必要に応じて関わる方向性（養護者支援の必要性もないため、姪への関わりも一旦終了）





## **中核機関職員の設定**

## 中核機関

・成年後見制度の申立が必要かどうかというところからの関わりで、緊急一時保護などの判断には加わっていない。

現在、本人は在宅生活再開をしており、笑顔で支援者を受け入れているような状況からも、意思決定支援をしっかり行い、本人の思いを尊重していきたいと考えている。

会議の計画表（中核機関内部で検討して、用意したもの）

会議の目的	礼子さんの今後の生活についての方針の確認
到達目標	・本人の思いの確認 ・支援の現状と今後予測されることについての全体共有
伝えたいこと	本人が望む暮らしは、最期まで自宅で過ごすこと。 今後の生活に向けて、各機関の専門性の視点から、情報や意見を述べて欲しい。
流れと時間配分	1. 会議の目的<2分> 2. 全体の流れの確認<3分> 3. 個人情報保護の確認<4分>※誓約書へのサイン 4. 配布資料の確認<1分> 5. 本人・関係者の自己紹介<5分> 6. 参加者からの現状報告、意見<20分> 7. 今後の支援の方向性についての話し合い<20分> 8. 確認の時間<5分>
座席配置	※略
準備する資料	※略
準備する物品	※略
個人情報保護の取扱い	事前に本人と成年後見人の同意を得たうえで、会議の参加者から「守秘義務に係る誓約」にサインをもらう。 会議で配布する資料については回収する。
その他	



